⑸　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

①　電子入札システムによる入札の締め切りは、平成23年１月19日12時00分。

②　持参による入札の受領期限は、平成23年１月19日12時00分　関東地方整備局総務部契約課にて入札すること。

③　郵便による入札の受領期限は、平成23年１月19日12時00分　郵送先は、関東地方整備局総務部契約課契約第二係。

開札は、平成23年１月20日10時00分　関東地方整備局総務部契約課にて行う。

５　第１号５に同じ

６　Summary

⑴, ⑵, ⑹　The same with notice above (No. 1).

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the YOKOSUKA National Government Building.

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. 9 November 2010.

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. (noon) 19 January 2011 (tenders brought with or submitted by mail : 12 : 00 P.M. (noon) 19 January 2011).

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年10月12日

支出負担行為担当官

北陸地方整備局長　前川　秀和

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　15

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　能越道氷見第14トンネル工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　富山県氷見市中田地先

⑷　工事内容　トンネル本体工（ＮＡＴＭ）約Ｌ＝213m

⑸　工期　平成24年８月15日まで

⑹　使用する主要な資機材　セメント　約550ｔ（吹付けコンクリート）、生コンクリート約3,300㎥（覆工、インバート、坑門）、鉄筋約90ｔ（覆工、インバート、坑門）、鋼製支保工　約160ｔ、ロックボルト（Ｌ＝3.0m）約400本、ロックボルト（Ｌ＝4.0m）約2,100本。

⑺　工事の実施形態

１）本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の試行工事である。

２）本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価落札方式に係る提案範囲は対象としない。

３）本工事においては、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。紙入札の承諾に関しては、北陸地方整備局総務部契約課に承諾願を提出すること。

４）本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

５）本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約後、受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。

なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に基づき行うものとする。

総価契約単価合意方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によることとする。なお、協議開始から14日以内に「単価個別合意方式」による単価合意が成立しなかった場合は、単価を包括的に合意する方式にて行うものとする。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　北陸地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成21年度・22年度一般競争参加資格者で一般土木工事の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　北陸地方整備局（港湾空港関係除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること。

上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。

⑸　平成８年度以降に元請けとして完成した、国、公団、独立行政法人、事業団、都道府県、市町村、高速道路６社、東京湾横断道路㈱、地方道路公社、旅客鉄道６社、電力10社発注のトンネル工事で、下記１）から５）までの要件を満たす工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

なお、経常建設共同企業体にあっては、全ての構成員が下記の施工実績を有すること。

ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。）に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

１）ＮＡＴＭ工法によるトンネルであること。

２）内空断面積55㎡以上であること。

３）施工延長100m以上であること。

４）最小土被りが20m以下であること（坑口部を除く）。

５）１）から４）は同一工事であること。

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者または、監理技術者を本工事に配置できること（詳細は入札説明書による。）。

１）１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

２）平成８年４月１日以降に、元請けとして完成した上記⑸に掲げる要件を満たす工事の施工経験を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

なお、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が上記⑸に掲げる要件を満たす工事の施工経験を有していればよい。

ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。）に係る経験である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

３）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限日から開札の時までの期間に、北陸地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

⑻　上記１⑵に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが建設共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（詳細は入札説明書による。）。

⑽　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑾　総合評価落札方式に係る技術提案が適正であること。

３　総合評価に関する事項

⑴　本工事の総合評価に関する評価項目は以下のとおりである。

１）施工体制

(a)　品質確保の実効性

(b)　施工体制確保の確実性

２）技術提案

(a)　覆工コンクリートの品質向上対策について　トンネル本体の耐久性および将来の維持管理に影響がある覆工コンクリートの品質向上対策を提案として求める。

(b)　トンネル施工時の環境保全対策について　トンネル施工時における周辺環境の保全を図るための環境保全対策を提案として求める。